

[個人（法人の場合の代表者）用]

誓 約 書

私は、質屋営業法第3条第1号から第11号までに掲げる

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 2 許可の申請前3年以内に、第5条の規定に違反して罰金の刑に処せられ、又は他の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられその情状が質屋として不適格である者
- 3 住居の定まらない者
- 4 心身の故障により質屋の業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの
- 5 営業について成年者と同一の能力を有しない未成年者。ただし、その者が質屋の相続人であって、その法定代理人が前各号、第7号及び第10号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。
- 6 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- 7 第25条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者
- 8 同居の親族のうち、第25条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者又は営業の停止を受けている者がある者
- 9 次のいずれかに該当する管理者を置く者
 - イ 第1号から第3号まで又は第5号から第7号までのいずれかに該当する者
 - ロ 心身の故障により管理者の業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの
- 10 法人の業務を行う役員のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する者がある者
- 11 第7条第1項の規定により、公安委員会が定めた質物の保管設備の基準に適合する保管設備を有しない者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

鹿児島県公安委員会 殿

令和 年 月 日

営業所名称

氏 名

誓 約 書

法人の名称

() の役員である私共は、質屋営業法
第3条第1号から第11号までに掲げる

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終わり、又は執行を受けることなく
なつた日から起算して5年を経過しない者
- 2 許可の申請前3年以内に、第5条の規定に違反して罰金の刑に処せられ、又
は他の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられその情状が質屋として不適格
である者
- 3 住居の定まらない者
- 4 心身の故障により質屋の業務を適正に行うことができない者として内閣府令
で定めるもの
- 5 営業について成年者と同一の能力を有しない未成年者。ただし、その者が質
屋の相続人であつて、その法定代理人が前各号、第7号及び第10号のいずれに
も該当しない場合を除くものとする。
- 6 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- 7 第25条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過し
ていない者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

鹿児島県公安委員会 殿

令和 年 月 日

主たる事務所の所在地

氏 名

氏 名

氏 名

誓 約 書

営業所の名称

() の管理者である私は、質屋営業法
第3条第1号から第11号までに掲げる

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終わり、又は執行を受けることなく
なつた日から起算して5年を経過しない者
- 2 許可の申請前3年以内に、第5条の規定に違反して罰金の刑に処せられ、又
は他の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられその情状が質屋として不適格
である者
- 3 住居の定まらない者
- 4 心身の故障により質屋の業務を適正に行うことができない者として内閣府令
で定めるもの
- 5 営業について成年者と同一の能力を有しない未成年者。ただし、その者が質
屋の相続人であつて、その法定代理人が前各号、第7号及び第10号のいずれに
も該当しない場合を除くものとする。
- 6 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- 7 第25条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過し
ていない者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

鹿児島県公安委員会 殿

令和 年 月 日

営業所の所在地

営業所の名称

氏 名